

保險商品審査事例集

令和6年2月

金融庁監督局保険課

保険商品審査事例集の目的

保険商品の審査基準については、保険業法（以下、「法」）第5条第1項第3号及び第4号並びに保険業法施行規則（以下、「規則」）第11条及び第12条に定められており、また、保険会社向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅳにおいて、効率化、明確化及び透明性向上の観点から、保険商品審査上の留意点を公表している。

この保険商品審査事例集は、実際の審査等の過程において、当庁と保険会社との間で共有するに至った問題認識や、商品開発における先進的な取組等について要約したものである。当庁の考え方を明らかにすることにより、商品審査における深度ある双方向の議論と、顧客本位の業務運営の観点から優良な商品開発等に資することが期待される。

なお、掲載事例は全ての保険会社に当てはまるものではない。また、問題認識に対する解決策等は、必ずしも掲載事例に限られるものでもない。保険会社各社において、創意工夫を凝らした商品開発等が行われることを期待する。

本事例集は、昨事務年度後半から本事務年度に実施した商品審査での事例を中心に作成している。

1. 生命保険商品（約款・事業方法書）

（1）法第3条第4項第1号（第一分野保険）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《外貨建一時払年金保険の最高保険金額に関する見直し》

外貨建一時払年金保険の最高保険金額について、本邦保険市場における既存の販売範囲より高額の水準に引き上げる申請において、保障の提供や資産形成といった保険本来の趣旨、及び保険引受リスク管理や集中リスク管理等を考慮するとともに、経済的な諸統計等の背景的事実も参考にしつつ、既存の販売範囲であっても顧客需要をカバーできることを確認できたことから、最高保険金額に係る申請内容が変更された。

（コメント）生命保険の趣旨は、契約者やその家族等に対して、保険金等を支払うことにより、死亡や生存リスクに対する保障を提供することであり、契約によっては、老後や遺族の生活を支える保険金等を支払う財源として、保険契約者が支払った保険料が保険会社内において運用されながら積み立てられるため、保険契約者にとって資産形成効果が生じる。

しかしながら、過度に高額な外貨建一時払年金保険については、その目的が上記保障の提供や資産形成から逸脱し、利殖や投資目的のみとなり保険本来の趣旨から逸脱する可能性が高い。一方で顧客の需要及び利便に適合しているかの観点から、外貨建一時払年金保険の最高限度額が現時点における顧客需要をカバーし、老後資金の形成や遺族の生活を支える資金の形成というニーズを満たしているかという点も重要である。そこで提示された経済的な諸統計等も考慮しつつ、既存の販売範囲であっても顧客需要をカバーできることを確認できたことから、本邦保険市場における既

存の販売範囲を超える当初の引き上げ申請の内容が変更された。

(2) 法第5条第1項第3号イ（契約者等保護）、施行規則第11条第1号（契約者等の需要及び利便）

《保険商品における解約返戻金の削減について》

第三分野商品における解約返戻金の削減については、第三分野商品であるからというだけで無制限に認められるものではなく、商品の仕組みに応じて、無（低）解約返戻金型とすることについてのメリットとデメリットを比較衡量したうえで、契約者保護の観点から適切な第三分野商品とすることが重要である。

(コメント) 保険料の低廉化を図ることを主な目的として、責任準備金に基づく解約返戻金を削減し低解約返戻金型や無解約返戻金型の保険とする商品開発が保険市場において広く行われている。

一方、例えば第一分野商品、並びに介護保険、がん保険、及び重大疾病保険等であって多額の一時金を給付する第三分野商品の場合は、過度な低解約返戻金型や無解約返戻金型の保険とすることは、以下の理由から契約者保護に欠ける場合がある。

- ① 給付事由の発生率等が高齢において高まることから、長期にわたり当該保険に加入した場合、多額の責任準備金が保険会社内に積み立てられる。
- ② しかしながら、仮に契約者が当該保険を解約した場合、過度な低解約返戻金型や無解約返戻金型であることから、解約返戻金がほとんど(あるいは全く)返戻されない。
- ③ この場合、多額の責任準備金が自ら支払った保険料を原資として積み立てられているにも関わらずほとんど返戻されないというデメリットが、保険料低廉化のメリットを上回り、契約者保護に欠ける結果になってしまう。

無（低）解約返戻金型という仕組みが保険料の低廉化によって保険へのアクセスをより容易にしたというメリットはあったが、保険期間が長期かつ保険金や給付金額が多額の第一分野商品並びに第三分野商品については、そのデメリットも十分に考慮すべきである。

したがって、保険期間が長期かつ保険金や給付金額が多額の第一分野商品並びに第三分野商品が無（低）解約返戻金型とすることについて、そのメリットとデメリットを比較衡量したうえで、契約者保護の観点から、例えば、「解約返戻金を削減しない」や、貯蓄性を抑制し保障に重点を置いた商品設計とするために「保険金や給付金額を過度に多額にならないよう一定以下に抑える」又は「保険満期年齢や保険期間を過度に長期化させない」といった対応をしたうえで、適切な保険商品とすることが重要である。

本事例は、保険期間が終身という長期であり、さらに第三分野の事故が発生した場合は多額の一時金を給付する一方、無解約返戻金型とする第三分野商品に係る申

請であったところ、自ら支払った保険料を原資として積み立てられた多額の責任準備金が解約時に返戻されないというデメリットと、保険料低廉化のメリットを比較衡量したうえで、一時金を一定以下に抑え、多額の責任準備金が解約時に返戻されないというデメリットを抑えることで、認可に至ったものである。

(3) 法第3条第4項第1号及び第2号（第一分野保険、第三分野保険）

《健康還付給付金について》

所定の年齢まで長期間にわたり払い込んだ保険料（既払込保険料）と当該年齢までに受け取った第三分野のすべての給付金等の差額（給付が無かった場合は既払込保険料全額）を健康還付給付金（※）として契約者に支払う商品が既に存在する。一方、これに類似する商品として、所定の年齢まで無事故であった場合は、既払込保険料を健康還付給付金として支払う一方、第三分野の保険事故が発生した場合は前倒しで、当該一事故に係る給付金が複数回発生するタイプの商品性であるにもかかわらず、初回の給付金とそれまでの既払込保険料の差額を、健康還付給付金として支払う商品性に関する照会があったが、申請には至らなかった。

※ ここでは健康還付給付金としているが、決まった公式な名称があるわけではない。また、例えば検診結果等に基づき比較的少額を給付する保障全体に大きな影響を及ぼさないような様々な無事故給付を伴う商品に対して、一律に本事例を活用することを意図するものではない。

(コメント) 保険業法第3条第4項第1号において、第一分野商品については「人の生存又は死亡」と規定されており、「生存」によっても一定額の保険金を支払うことが規定されている。

一方、保険業法第3条第4項第2号において、第三分野商品については、保険事故が発生しなかった場合等が給付事由として規定されていないため、無事故等を給付事由とする健康還付給付金は、第三分野商品として整理することはできず、「生存」を条件に保険金等を支払う第一分野商品の一種と整理される。

本件の照会があった商品は、最初の第三分野の保険事故発生を契機として健康還付給付金の給付を発生させるものであり、第一分野商品の支払いの契機である「生存又は死亡」が直接の契機となっていない。これは健康還付給付金が満期や所定の年齢時点を契機として給付を行う第一分野の生存給付であることと整合しない。

さらに、本件の照会があった商品は、最初の第三分野の保険事故に係る給付金が複数回発生するタイプの商品性であるにもかかわらず、当該健康還付給付金の計算上初回より後の給付を織り込まないため、初回の給付時点における既払込保険料相当額の還付を目的とする側面が強く、健康還付給付金が満期や所定の年齢時点を契機として給付を行う第一分野の生存給付であることと整合しない。

2. 損害保険商品（算出方法書）

（1）法第5条第1項第4号イ、ロ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性、非差別性）、監督指針Ⅱ-2-5-2(5)④、Ⅳ-5-1(6)②（付加保険料）

《付加保険料割引要件の明確化》

保険会社のウェブサイト上で保険契約を締結した契約者が、ポイント発行会社の会員である場合、保険料総額に所定の付与率を乗じた額に相当するポイントを付与する際の留意点（令和2年2月公表の事例集《合理的な根拠に基づく付加保険料の割引》参照）のうち、「ポイントの価値が一定」の内容を明確化した。

（コメント）本件のようなポイントを付与する際には、「適切に計算された付加保険料の削減相当分の範囲内で社会通念上相当な価値のポイント付与を行うもの」「契約者に特段の資格やスキルを必要とするものではなく、適用機会の均等性を有するもの」「ポイントの価値が一定かつ著しい変動が生じないもの」であることが求められるが、昨今、ポイントの利用手段が多様化する中、ポイントの用途によって得られる経済的価値が異なるなど、ポイント付与時と利用時でその価値が変動する場合がある。

そうした中、ポイント利用時の価値が一定でないケースも存在するが、申請社からは、契約者への付与時の価値が一定であれば、「ポイントの価値が一定」の条件を満たすとの解釈が示され、これを基礎書類に記載することで明確化した。

なお、ポイント利用時の価値がポイント付与時から変動する可能性について、契約者が正しく認識した上で保険契約を締結することが求められる。申請社とは、募集画面に付与対象ポイントの用途（交換比率を含む）を記載したウェブサイトへのリンクを貼る等の方法で注意喚起を行う必要があることについても認識を共有した。

（2）法第5条第1項第4号イ（保険料及び責任準備金の数理的合理性及び妥当性）

《スマートフォンによるテレマティクス自動車保険の基礎データ収集》

現行、保険会社等が貸与するデバイス（車載器又はドライブレコーダー）により収集した運転挙動情報（速度、加速度等）に基づき運転特性割引を適用しているところ、新たに保険会社が提供するアプリをダウンロードしたスマートフォンを用いて運転挙動情報の収集を行い、その収集した情報に基づき運転特性割引を適用可能とすることとした。

（コメント）スマートフォンの種類は多岐にわたり、かつ、保険会社が主体となって開発しているものではないことから、既存のテレマティクス自動車保険で利用するデバイスとの間のみならず、多種多様なスマートフォンの間においても、取得されるデータの同一性を保険会社自身で確認できる態勢を構築する必要がある。

本件では、データの同一性を確保するために構築する態勢について、以下の内容を社内規定で定めるとする基礎書類を審査の過程で確認した。

- ・対象スマートフォンにより収集した基礎データの同一性評価にあたり、事前に調査すべき対象（どのセンサー、OS、機種・モデルを確認するか）及び確認方法（どのような方法で調査を行うか、どのような方法で取得データの同一性を評価するか）
- ・対象スマートフォンにおいて、適正なデータが取得できているか、取得したデータと割引率との関係が適切かについて、定期的にモニタリングする態勢
- ・新たな OS や機種等が随時発表される際に、対象スマートフォンとするために必要とする確認内容
- ・運転挙動情報の取得障害が発生する等の問題が生じた場合の対応事項（顧客対応を含む）

また、スマートフォンのアプリは通信状況やバッテリーの制約等により、既存のデバイスと比べ、取得データの網羅性を確保することが難しくなる状況も想定される。申請社とは、契約者の実際の走行距離（オドメーター値に基づくもの）とスマートフォンを通じて収集・送信された走行距離情報との乖離状況を契約更改・更新時に分析できる仕組みを構築する等、既存のデバイスとの公平性を確保するための方策を講じる必要があることについても認識を共有した。